

事業名：ごみ出し支援事業



Q1 この事業は、誰のために、何をしていますか？

障害や高齢によりごみステーションにごみを出しに行くのが困難な市民（ごみ出し困難者）に対し、無料で自宅へのごみ収集を実施する事業です。加えて、収集に際して安否確認も実施しています。

ごみ出し困難者への支援を通じて、お住いの地域において暮らしやすい環境の実現を目的としています。



Q2 この事業に、私たちの税金がどのように使われていますか？

ごみの収集運搬に要する人件費や必要物品の購入に使われています。



Q3 この事業が行われることによるメリットは？

ごみ出し困難者の生活環境の保全を図ることができ、また、安否確認を行うことで緊急事態の把握ができます。



Q4 この事業はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

2021年度から行っています。

事業開始前に介護支援事業所等に対し、ニーズ調査を行った結果、259世帯のニーズを把握しました。

事業開始当初は51世帯の利用でしたが、利用世帯数は年々増加傾向にあります。2024年4月現在は230世帯の利用があり、概ね想定通りに推移しています。



事業シート (概要説明書)

予算事業名	ごみ出し支援事業		事業開始年度	2021年度			
上位施策事業名	5-3-2 循環型社会形成の推進		担当局・部名	生活環境部			
根拠法令等	三原市ごみ出し支援事業実施要綱		担当課・係名	環境施設課			
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		作成責任者	三原			
実施の背景	障害や高齢により、集団収集(ごみを地域のごみステーションに出すこと)に対応することが困難な市民がいる。						
目的 (何のために)	ごみ出し困難者に対して、無料での戸別収集(ごみを自宅敷地に出すこと)を実施することで、ごみ出し困難者への支援及び生活環境の保全を図る。また、収集に際して安否確認(声掛け等)を行うことで、緊急事態の把握に努める。						
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	障害や高齢によりごみ出しが困難な者で、親族等や他制度による支援が受けられない者		対象者数(全住民に対する割合) 259 世帯 ( 0.5 % )			
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施(直営)					
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 三原市清掃事業協同組合)					
		<input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接] (補助先: 実施主体: )					
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容(箇条書き)		事業費		活動指標	
		申請受付 ※支援事業所の意見を付して申請			千円	申請件数	
		利用決定			千円	決定世帯数	
		個別収集(及び安否確認)実施 ※週1回 ※安否確認 収集時に委託業者が声掛け・本人に電話→市に電話→市から緊急連絡先に電話		11,338	千円	利用世帯数	
	関連事業 (同一目的事業等)						
コスト			2024年度(予算)	2023年度(決算見込)	2022年度(決算)	2021年度(決算)	
	事業費合計		12,549千円	11,338千円	10,067千円	9,826千円	
	事業費内訳 (2023年度分)		業務委託費(収集運搬に要する人件費や物品費等) 11,338千円				
	人件費	担当正職員	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	
		臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円	
		人件費合計	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	0.25人 1,100千円	
	総事業費		13,649千円	12,438千円	11,167千円	10,926千円	
	財源 内訳	国県補助金		0千円	0千円	0千円	0千円
		国県補助金の内容					
		地方債		0千円	0千円	0千円	0千円
その他の財源 (使用料、手数料など)		0千円	0千円	0千円	0千円		
その他の財源の内容							
一般財源		13,649千円	12,438千円	11,167千円	10,926千円		
財源合計		13,649千円	12,438千円	11,167千円	10,926千円		

## 事業シート（概要説明書）

予算事業名		ごみ出し支援事業			事業開始年度		2021年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	2023 年度	2022 年度	2021 年度
		申請受付 ※支援事業所の意見を付して申請			件	80	79	171
		利用決定			件	80	74	160
	個別収集（及び安否確認）実施 ※週1回			世帯	230/200	194/150	145/100	
単位当たりコスト	総事業費	/	利用世帯数	千円	54	57	75	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出し困難者に対して、無料での戸別収集（ごみを自宅敷地に出すこと）を実施することで、ごみ出し困難者への支援及び生活環境の保全を図る。また、収集に際して安否確認（声掛け等）を行うことで、緊急事態の把握に努める。</li> <li>・安否確認は特段の目標値がないため、成果（安否確認時に本人の応答がなく、市が緊急連絡先への連絡等を行った件数）を示す。 2023年:23件、2022年:26件、2021年:13件</li> </ul>						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	2023 年度	2022 年度	2021 年度
		個別収集（及び安否確認）実施			世帯	230/200	194/150	145/100
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用世帯数は概ね当初目標（見込）数値どおり推移している。</li> <li>・年々増加傾向にあり、今後も需要が増加すると想定している。</li> <li>・要件に該当する世帯に対して着実に支援を実施していく。</li> <li>・安否確認による体調不良等の不測の事態を把握することも重要視しており、収集時の声掛け等に応答がない場合、遅滞なく緊急連絡先に連絡することを着実に実施していく。</li> </ul> <p>【2024.6現在】利用世帯数210世帯（内、入院等により一時停止中24世帯）          ※一時停止中を除くと186世帯程度が常時利用している。          ※昨年度比較による減少は、一時停止中の世帯について、状況調査をした結果、転出や死亡、施設入所等が判明し、利用終了とすべき世帯を整理したため。</p>						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>（2019年先進事例調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東広島市 2017年開始 戸別収集・安否確認（委託18,441千円） 利用料なし、利用者250世帯、週1回収集</li> <li>・呉市 2004年開始 戸別収集・安否確認（直営） 利用料なし、利用者697世帯、週1～2回収集</li> </ul>						
特記事項		特別交付税対象事業（事業費の1/2）						

# 三原市ごみ出し支援事業

障害や高齢等によりごみ出しが困難な方を対象にごみの戸別収集を実施します。

令和3年4月  
スタート

無料

## 対象者

市内に居住し、世帯の全員が次の要件に該当する方

	区分	段階・障害等級等	
(1)	要介護認定	要支援1・2, 要介護1～5	
(2)	身体障害者手帳	視覚障害	1, 2
		上肢障害	1, 2
		下肢障害	1, 2, 3
		体幹障害	1, 2, 3
		上肢機能障害	1, 2
		移動機能障害	1, 2, 3
(3)	療育手帳	A, ㊤	
(4)	精神障害者保健福祉手帳	1	

※上記に該当しない場合で、ごみ出しが困難な方もご相談ください。

問い合わせ先（申請先）

〒723-0061 三原市八坂町 10227 番地（清掃工場内）

三原市生活環境部環境施設課

電話 (0848)62-4197 FAX (0848)67-6069

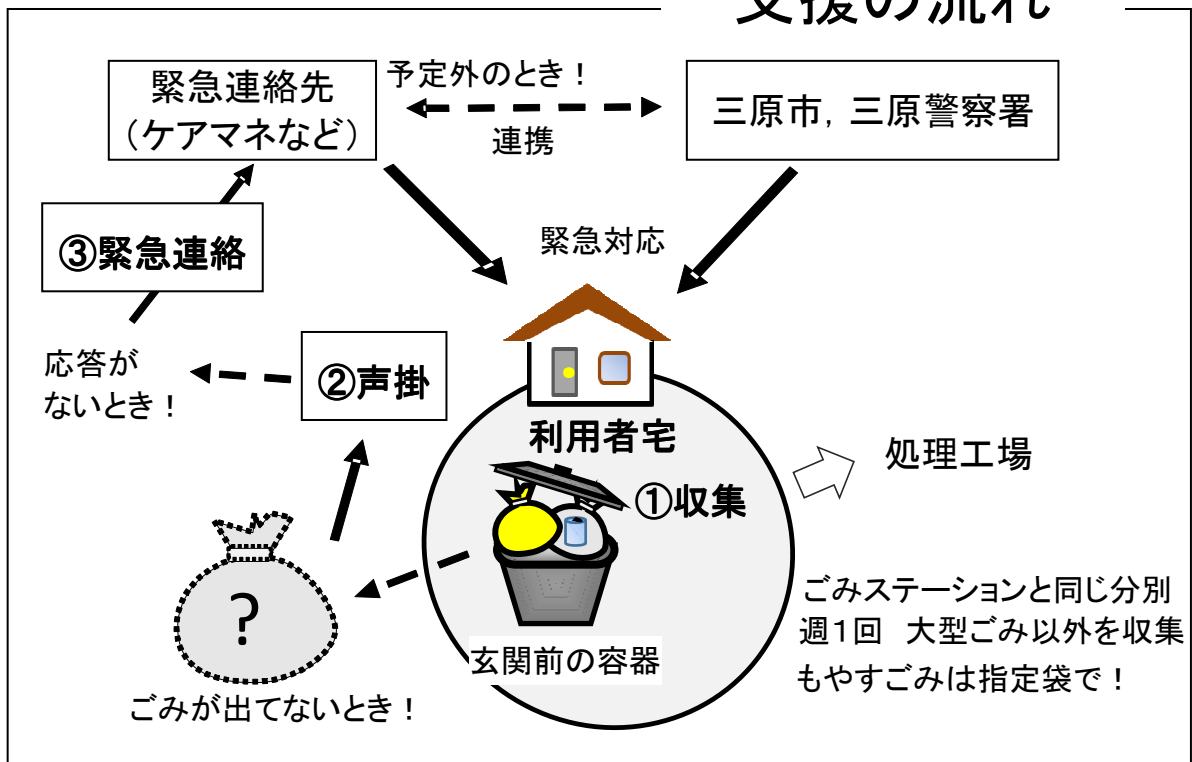
E-mail:kankyoshisetsu@city.mihara.hiroshima.jp

## ごみの出し方

- 玄関前で収集し、ごみ処理場まで運びます。
- 分別や出し方は、ごみステーションと同じです。  
※大型ごみは対象外です。
- 毎週 1 回指定した曜日に収集します。



## 支援の流れ



## 申請手続き

### 【相談先】

- 相談支援事業所（障害のある人）
- 居宅介護支援事業所（要介護者）
- 高齢者相談センター（65歳以上）

### (1) 申請書

(市ホームページからダウンロードできます。)

アドレス <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/23/117112.html>

- (2) 位置図 2部 (居宅とごみステーションの位置が分かるもの)
- (3) 間取り図 2部 (ごみを置く場所が分かるもの)
- (4) 障害や介護のサービスを利用していない方は、医師意見書等

申請後、審査やご自宅で打合せがあります。  
利用希望日前月10日までに手続きください。